コンプライアンス規程

(平成26年9月7日 理事会決議)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本東洋医学会(以下「本学会」という。)の倫理 綱領の理念に則り、組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定める ことで、本学会が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス上 の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資す ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本学会の会員全てに対し適用する。

(定義)

- 第3条 本規程における用語の定義は、次の各号に定める。
 - (1) コンプライアンス
 - (2) 法令等

法令、定款・規則・細則、社会規範等の総称。

(基本方針)

第4条 理事は、理事会の構成員として、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、会員のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス 体制の確立と実践に取り組むものとする。

法令、定款・規程・細則、社会規範等に基づき良識をもって行動すること。

- 2. 理事会は、本学会の業務運営全般について、コンプライアンス体制の確立と実践の責任を担う。
- 3. 会員は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行する。

(組織)

- 第5条 本学会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
 - (1) コンプライアンス担当理事
 - (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第6条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から、理事会の決議により会長が委嘱 する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、本学会のコンプ ライアンスの状況について報告するものとする。

- 2. コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、 コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3. コンプライアンス担当理事の役割・権限は、以下の各号に掲げる通りとする。
- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長
- (4) 各種内部規程等の法的側面からの検証
- (5) その他会員からの問い合わせ事項に関する法的側面からの助言等
- 4. コンプライアンス担当理事は、無報酬とする。

(コンプライアンス委員)

- 第7条 コンプライアンス委員会の構成は、委員長1名及び委員5名以上とする。ただ し、委員は非公開とする。
 - 2. コンプライアンス委員は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
 - 3. コンプライアンス委員は、コンプライアンス委員会の独立性を担保するため、 会員以外から1名以上を選任する。
 - 4. コンプライアンス委員の候補者は、理事会、監事及び会長が推薦する。

(コンプライアンス委員の任期及び報酬)

- 第8条 コンプライアンス委員は、無報酬とする。
 - 2. その他、コンプライアンス委員についての詳細は、委員会に関する細則の定めるところによる。

(コンプライアンス委員会)

- 第9条 本学会は、コンプライアンスに関する取り組みの企画、立案、調整及び推進を するためにコンプライアンス委員会を設置する。
 - 2. コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する状況を把握するため、 内部監査を実施することができる。
 - 3. コンプライアンス委員会は、内部通報、内部監査若しくは行政による監査に係る指摘事項に対し、必要な改善措置を決議するとともに、当該改善措置が確実に行われるよう指導・助言する。
 - 4. コンプライアンス委員会は、具体的リスクの特定、分析及び評価について指導、 助言することができる。
 - 5. コンプライアンス委員会は、必要に応じて顧問弁護士、監事等に相談することができる。

(コンプライアンス委員会の開催)

第10条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、原則として委員会を年1

回開催する。

- 2. コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス上の問題が生じた場合にはその都度臨時のコンプライアンス委員会を招集する。
- 3. 臨時のコンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員、理事会、役員、本 学会事務局又は顧問弁護士のいずれかの要請があった場合にも招集するもの とする。
- 4. 委員会は、外部委員1名以上を含む委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、臨時のコンプライアンス委員会については、2名以上の委員の出席で成立する。
- 5. コンプライアンス担当理事は、臨時のコンプライアンス委員会における議題及 び決定事項を、その後に開催される定例委員会において報告しなければならな い。
- 6. その他、コンプライアンス委員会についての詳細は、委員会に関する細則の定めるところによる。

(報告・連絡・相談ルール)

- 第 11 条 会員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。
 - 2. コンプライアンス担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス 違反のおそれがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、コンプライ アンス委員会で対応方針を検討する。
 - 3. コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス委員会における前項の検討の結果、懲戒処分その他、本学会として対応する必要がある旨の決議がなされた場合は、その内容を理事会に報告する。

(コンプライアンスのための教育)

第 12 条 本学会は、会員に対してコンプライアンスに関する研修等の会員のコンプライアンスに関する意識を高めるための教育を行うものとする。

(規程の改廃)

第13条 本規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

(附則)

1. 本規程は、平成26年9月7日から施行する。